

高浜町
和田地区防災計画

令和5年 11 月

第1章 総則

第1節 基本方針

第1項 計画の名称

この計画の名称を「和田地区防災計画」という。

第2項 計画の目的

災害が多発している現代において、住民一人一人が災害から身を守る行動の必要性を理解し、行政に依存しすぎることなく、和田地区民同士が笑顔で積極的に助け合い、災害に強い地区となることが、これからの和田地区に必要なことと考えます。その為には、地区の特性に基づいた住民の備えが必要となります。また、観光客に対しての安心できる防災対策も欠くことができないと考えます。

このような事から、オール和田地区で災害に強いまちづくりを進めることを目的に「和田地区防災計画」を定めます。

第3項 推進委員会の設置

1 基本方針

本計画を推進するため「和田地区防災計画推進委員会(以下「推進委員会」という)」を設置します。本計画の実施・推進を図るため、地区民および地区内事業所、地区内関係団体を主体として組織され、高浜町および関係機関・団体等とも連携・協力しながら本計画の推進を図ります。

2 組織体制

各区、地区内で活動する各種団体等および防災活動に関係するもの、関心がある者などで組織します。

第4項 計画の変更

計画に不備・修正・追加等の変更が必要となった場合は、推進委員会において協議し決定します。尚、変更が生じた場合は、速やかに高浜町に修正の報告をしなければならない。

第2節 地区の特性とリスク(予想される災害)

第1項 地区の特性(2023年8月末現在)

和田地区は、2016年にアジアではじめてビーチの国際環境認証「BLUE FLAG(ブルーフラッグ)」を取得して以来、毎年連続取得を成し遂げ、若狭和田ビーチは若狭の海水浴場のメッカでもあります。広い砂浜ときらめく海の向こうには、別名若狭富士と呼ばれる標高693mの青葉山の優美な姿が望め、この青葉山と自然が創造する見事な色彩の夕景は、日本の夕日百選にも選定され高い人気を集めています。

地区内には、人口2,435人・世帯数1,069世帯が、住宅が密集した中で暮らしており、高齢化率も33%(高浜町全体)と高くなっています。

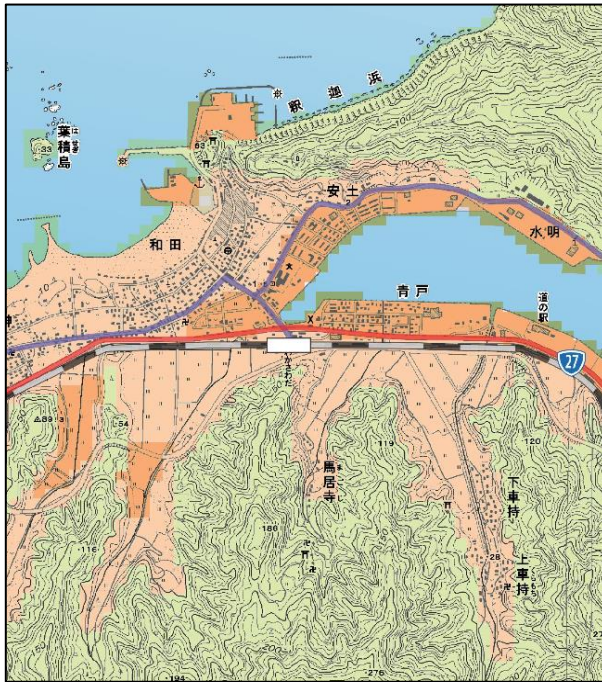
第2項 予想される災害リスク

【震災・津波リスク】

京都府から大阪府に至る断層帯「三峠・京都西山断層」はじめとして周辺には活断層が点在し、地震発生時には大きな被害が予想されます。

これらにおいて地震が発生した場合には、震度6強以上の揺れに見舞われることが想定されており、古くからの住宅等が密集する地区としては、十分な対策が必要と考えます。

また、福井県発表の津波による浸水予想によると、地区内沿岸部では最大0.5～1mの津波による浸水が予想されており、津波避難の計画も重要となります。



震度のめやす	
計測震度	震度階級
大	7
↑ ゆれやすさ ↓	6.5
	6.3
6.0	6強
5.8	6弱
小	5.5

図1 揺れやすさマップ

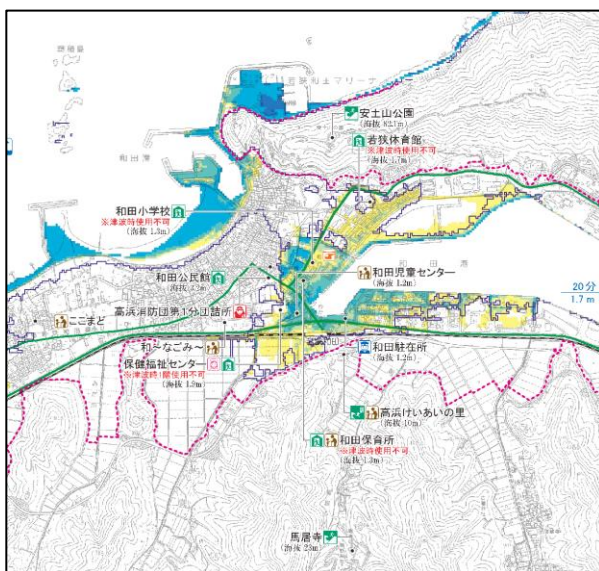


図2 津波ハザードマップ

【風水害・高潮リスク】

—水害・高潮等について—

平地に多くの住宅が密集しており、それらを挟むようにして若狭湾と青戸の入江があり、このため沿岸付近での高潮による浸水が予想されています。

また、浸水等が発生した場合、地区内からの国道へ出るための主要道路は浸水により通行できなくなると予想されるため、確実な事前避難の対策が重要となります。

—土砂災害について—

馬居寺区・車持区は、図3からも分かるように、土砂災害警戒区域に指定された場所が多くあり、安全な段階での避難体制の整備が重要となります。

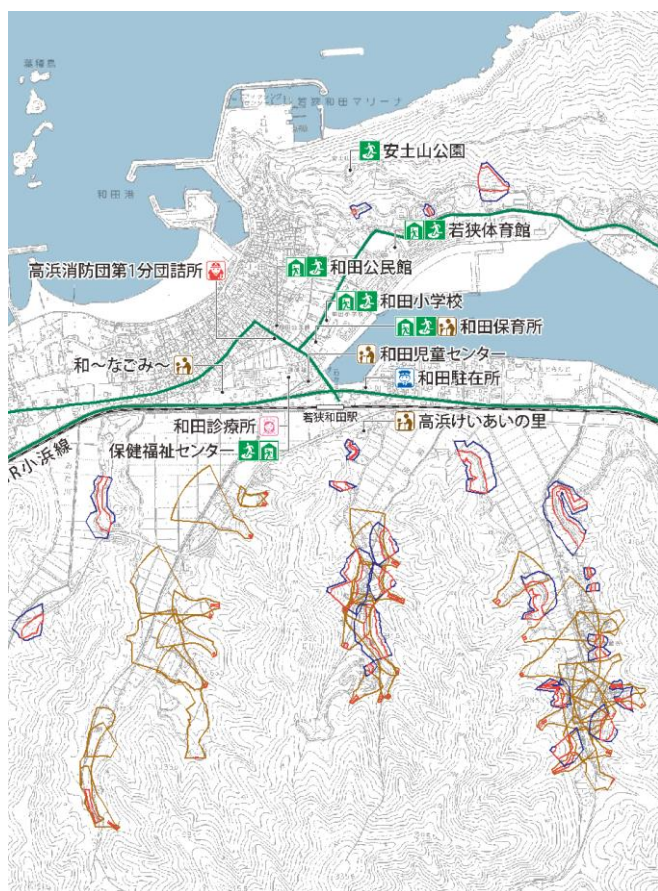


図3 水害・土砂災害ハザードマップ

【火災リスク】

地区内には古くからの住宅等が密集しており、冬場等における強風時に火災が発生した場合は広範囲延焼も懸念されることから、火災に対しての事前対策と、発生時における対応が重要となります。

第2章 風水害対策

第1節 平常時の取組

第1項 基本方針

風水害対策で重要なポイントとして、地区民一人一人が決して甘く見ることなく、適宜適切な段階で安全行動（避難）がとれるようになることです。その為に、平常時において必要な知識の理解や、支え合う体制の整備（要支援者対策）、訓練を実施し、防災力の向上を推進します。

第2項 自助の推進

1 各家庭（事業所）で必要な備え

1-1 各家庭（事業所）で避難計画

ハザードマップ等を確認し、各家屋がどの様なリスクを受けるかを理解し、避難場所の確認、避難時の連絡方法、避難時の持ち出し品など、各家庭（事業所）での避難計画の作成を進めます。この時、通常の避難場所とは別に逃げ遅れた場合の緊急安全確保の方法についても計画に定めます。

1-2 風水害への事前準備への対応

暴風による飛散物対策や、側溝の清掃など、近隣住民及び区と協力して、事前準備への対応を進めます。

2 備蓄品等の備え

避難場所を確認し、どの様なものが避難時必要となるか確認します。とともに、避難者自身にとって必要となる物など事前準備を進めます。

3 避難行動要支援者への登録

高齢等により、自力での避難が困難または時間を要する場合は、区長および区防災担当者等に相談し、地域ぐるみで実施する避難支援を、戸惑うことなく申し出るようにします。

第3項 互助の活動

1 風水害対策の啓発

1-1 各家庭（事業所）に対しての啓発

各区は、地区と協力して、各家庭（事業所）で必要となる風水害への備えについて、啓発チラシの作成・配布、防災マップの作成や勉強会の開催など、必要な啓発活動を実施します。

1-2 区計画推進委員の育成

町等が実施する防災リーダー育成事業に積極的に参加し、各区の防災計画を推進するリーダーの育成を図ります。

2 事前対策・訓練の実施

2-1 区避難対応マニュアルの整備

・各区において、安全に確実に避難を実施できるように必要となるマニ

- マニュアルを整備します。
・マニュアルには、避難のタイミングや避難場所、各連絡方法、必要となる書式等を具体的なものとします。
- 2-2 避難場所の確認と必要資機材の整備
避難場所への経路・危険個所・収容人数・備蓄品などを事前に確認し、区民に対し周知するとともに、避難時に必要となる資機材等の整備を進めます。
- 2-3 避難訓練の実施
区民を対象に、避難・情報伝達などの訓練を定期的実施します。
- 3 避難行動要支援者対策の推進
- 3-1 避難支援体制の推進
区民を対象に避難支援対策の必要性の理解を図るとともに、支援者の確保及び支援体制の整備を図ります。
- 3-2 要支援者登録の推進と個別支援計画
要支援者登録の案内チラシを作成・配布や、個別相談などにより、支援が必要な人の登録の促進を図り、個別の支援計画の作成を進めます。
- 3-3 各関係団体等との連携
地区、ご近所見守りネットワーク等との連携・協力を図り、前各号の推進を図っていきます。

第4項 共助の活動

- 1 風水害対策の啓発
- 1-1 自助・互助推進のための啓発
自助・互助での備えをするために必要となる知識や能力向上のための啓発活動を、各区と協力して実施します。
- 1-2 防災リーダー育成のための啓発
各区および地区の防災活動を担う、リーダーの育成に必要となる研修等を実施します。
- 2 事前対策・訓練の実施
- 2-1 地区避難対応マニュアルの整備
地区全体の避難に関する対応について、各区との連携、安否確認などの方法等についてマニュアルとしてまとめ、各区で整備する区避難対応マニュアルへ反映し、地区全体での避難体制の推進を図ります。
- 2-2 避難場所の確認と必要資機材等の整備
各区と共同で、避難場所の確認及び問題点などの把握を行い、改善策の検討・実施を図るとともに、避難場所や避難行動時に必要となる資機材の整備を図っていきます。
- 3 避難行動要支援者対策の推進
- 3-1 避難支援体制の推進

区民に対して避難支援対策の、必要性の理解促進を図るとともに、和田地区要支援者支援計画を策定し、地区内で統一した支援体制の確立を目指します。

3-2 各区への支援の実施

個別支援計画のガイド作成や、要支援者登録の呼びかけ、支援者の確保、ご近所見守りネットワークや民生児童委員などとの連携など、各区の活動を支援します。

第2節 災害時（事前避難含む）の取組

第1項 基本方針

風水害への対応策の基本は、安全な段階に、安全な場所へ、安全に避難することです。その為に作成された各家庭・各区の避難計画に基づき避難が実施できるように、自助・互助・共助の役割を明確にし、区民同士で連携・協力して避難行動の推進を図ります。

第2項 自助の対応

1 事前避難の実施

1-1 情報の把握と避難開始判断

気象庁などからの事前情報（24時間前・12時間前など）に注意し、危険切迫の前の段階に避難が完了できるように、避難開始のタイミングを事前に設定し、避難時に必要な持ち出し品の準備や、必要な関係先へ連絡を実施します。

1-2 避難の実施と避難完了等の報告

設定した避難開始のタイミングとなった場合、周囲の状況に十分に注意して避難を実施します。避難することが危険な場合は、次項の緊急安全確保を実施します。そのうえで、避難行動の完了時等に所定関係先に連絡をします。

2 緊急安全確保の対応

気象状況の急激な変化等により、安全な場所への避難行動がかえって危険な場合は、事前に定められた緊急安全確保の方法を選択し、身の安全を確保します。

3 避難行動要支援者への対応

近隣に要支援者が居住する場合など、支援者となっていなくても注意を払い、声を掛け合うなど、安全に避難が出来るよう協力しましょう。

第3項 互助の活動

1 区避難対応マニュアルによる対応

各区で定めた避難対応マニュアルに基づき危険情報の伝達、今後予想される対応内容、避難のタイミングなど、現況の気象状況に応じた対応を実施します。

2 避難の実施

危険な状況の切迫により、避難の判断をした場合は、避難誘導、安否確認、連絡・通報の実施を確実に実施するようにします。しかし、支援者自身に危険が及ぶと考えられる場合は支援活動を中断します。

3 避難行動要支援者への対応

3-1 支援者への連絡・確認

支援活動が必要な状況が考えられる旨の連絡を実施し、支援活動が可能か確認を取り、活動に必要な人員を確保します。

3-2 事前情報の伝達

要支援者または指定された連絡先に、避難が必要な状況が予想される旨の連絡をし、避難の準備を促すとともに、本人の体調なども確認します。

3-3 避難支援の実施

安全が確保できる段階で、個別避難計画に基づき、緊急性の高い順に避難支援を実施し、避難支援完了の報告をします。

第4項 共助の活動

1 地区対策本部の設置・対応

気象状況により避難実施が必要な状況が予想された場合は、地区本部要員を参集し、以下の必要な対処を実施します。

1-1 情報の把握

予想降水量や警報級の予報など、気象情報等に注意し、必要な情報を把握します。避難体制の確立が必要と予想される場合は、直ちに情報を伝達します。

1-2 情報の伝達

情報の伝達は以下の通り実施します。

1-2-1 事前情報の伝達

避難対応が必要な気象状況となった場合、地区民および各区に対し、防災無線や連絡網等を活用し、避難の準備を呼びかける。

1-2-2 危険切迫の伝達

気象情報等により避難開始の予想が立てられた場合や、役場より避難の情報が出された場合など、危険な状況が切迫する場合は、前項と同じ方法により伝達を実施します。

1-3 避難の促進と避難場所等の設置・運営

防災無線等を活用し、観光客も含めて避難の呼びかけをするとともに、収容する避難場所の設置と運営を実施します。

1-4 避難状況・被害状況等の把握

避難状況（安否確認含む）を、各区および避難場所等により確認・把握し、各被害状況も把握するよう努めます。また、把握された情報は役場等の関係機関と情報連携し適切な行動に活かします。

第3章 震災対策

第1節 平常時の取組

第1項 基本方針

地震の発生は予測が困難なため、平常時での備えが最も重要な対策となることを理解し、家屋の耐震化や家具等の固定など、各家庭（事業所）や各区でのハード対策に加え、一人一人がどのような行動が必要になるのかを理解するなどのソフト対策も重要な対策ということを理解して、事前の備えを推進します。

第2項 自助の推進

1 家屋等の安全確保

家屋の耐震化や家具等の固定、塀の補強など、直接死の防止対策の実施を推進します。

2 発災時のための備え

2-1 備蓄品等の備え

緊急的に屋外へ避難する時に必要となる非常持ち出し品と、避難生活などで必要となる災害時用備蓄品に分類して、家族に必要な物品の備えを推進します。

2-2 発災時の対応方法の理解

地震発生時・発生直後・避難生活時など、それぞれの段階で求められる行動を理解し、適切な対応が出来るように推進を図ります。

2-3 地域への参加

地域での防災訓練や防災勉強会などに積極的に参加するとともに、近隣住民同士で助け合うことができるよう、ご近所付き合いの推進を図ります。

第3項 互助の活動

1 自助の推進

各家庭（事業所）での対策の推進を図るため、地区と協働して自助対策に関する資料の作成や研修会などの開催、自力での対策実施が困難な家庭への支援などの取組の実施により、自助の推進を図ります。

2 避難場所（一次避難）等の事前準備

2-1 一次避難場所の準備

発災直後、各区内に開設する一次避難場所に必要な資機材等の準備、配置場所の決定などの準備を進めます。

2-2 津波避難場所の準備

想定される津波高を基に、安全が確実に確保できる避難場所を確認し、津波避難場所としての周知及び、避難に必要な各家庭での準備推進を図

ります。

3 発災時対応の準備

3-1 区対策チーム応急対応マニュアルの整備推進

・防災資機材の準備

簡易テント・発電機・照明器具・救急セットなど一次避難場所に必要資機材の整備を進めます。

・安否・被害状況確認の準備

地区と協働で、安否確認の方法、被害状況の把握のポイント、注意点などをまとめるとともに、各種用紙類の整備を進めます。

・救助・捜索・初期消火・応急手当等についての準備

地区と協働で、初動対応として各区に求められる救助に関する対応をまとめ、二次被害が発生する事無く対応できる準備を進めます。

・在宅避難者への対応の準備

地震発生後、指定避難所へ入所する人と、在宅および近辺で避難生活をする人に分かれるため、各区では在宅での避難生活をする人の把握と、救援物資や食料等の生活支援が必要になることを理解して、そのための準備を進めます。

3-2 区対応訓練・対応研修の実施

地区と協働で、応急対応に関する研修・訓練等の実施を図り、対応能力の向上を図ります。

第4項 共助の活動

1 啓発・訓練等の実施

1-1 各種啓発・研修ツールの開発

自助、互助に関する啓発ツールの開発を図り、各区での啓発活動を支援します。

1-2 啓発・訓練の実施

・自助、互助に関する啓発・訓練の推進

各区または各家庭（事業所）を対象とした啓発・訓練を、各区と共同して開催し推進を図ります。

・地区対策本部の対応に関する研修・訓練の開催

全地区民を対象とした全体訓練、地区本部要員を対象とした本部運営訓練、情報伝達報告等に関する情報訓練など、訓練の目的を明確にし、そのための研修の開催、対応手順の見直しの実施など、能力向上のための研修・訓練を実施します。

2 発災時対応の準備

2-1 地区地震対策本部の設置・運営に関するマニュアルの整備

・防災資機材の準備

簡易テント・発電機・照明器具・救急セット・無線機など、地区対

策本部の設置・運営に必要な資機材の整備を進めます。

- ・安否・被害状況確認の準備
区と協働で、安否確認の方法、被害状況の把握のポイント、注意点などをまとめるとともに、各種用紙類の整備を進め、地区全体の状況把握のための推進を図ります。
- ・救助・捜索・初期消火・応急手当等についての準備
区と協働で、初動対応として各区に求められる救助に関する対応をまとめ、二次被害無く対応できる準備を進めます。
- ・避難所開設・運営に関するマニュアルの整備
指定の避難所の開設・運営は、住民が主体的行うことが求められていることを受け、地区内で想定されている避難所の開設・運営に関するマニュアルの整備を進めます。

3 防災資機材の整備推進

- ・初動対応資機材の整備
各区が必要となる救助キットなどの資機材の整備を支援します。
- ・避難所（者）用資機材の整備
テントや照明器具など避難所の運営に必要な資機材、簡易トイレなど避難者のために必要となる資機材の整備を、町とも連携して進めます。
- ・通信機器等の整備
停電や、電話通信不通の状況下でも、情報連携できるための無線装置の配備など、通信に関する整備を進めます。

第2節 発災時の取組

第1項 基本方針

人的被害が発生する恐れがある地震が発生した場合、地区民一人一人が正しい応急対応ができること、各区で住民の安全確保のための対応ができること、地区においての被害状況の把握や避難所の対応が確実にできること、地震被害により避難生活を余儀なくされる住民に対し、関連死を視野に入れた適切な支援ができること、これらの対応能力を向上させるため、自助・互助・共助それぞれが連携・協働一丸となつての対応を推進します。

第2項 自助の対応

1 初動対応について

1-1 安全の確保

地震発生時に命を守るために必要な行動を、各住民・各家庭（事業所）で自主的に実施し、揺れが収まった後の必要な対応（ガス栓の閉鎖・ブレーカーの遮断など）をしたうえで、安全な屋外（一次避難場所）へ避

難をします。尚、津波避難が必要なエリアの住民は、指定された避難場所へ10分以内の避難完了を目指し避難を実施します。

1-2 情報把握と情報連絡

各住民は、TV・ラジオ等からの正式な情報を把握し、根拠のない情報等に惑わされないようにします。とともに、災害伝言ダイヤルなどを利用して家族との連絡を確保します。

1-3 安否・被害状況等の確認

各住民は、自宅および近隣の被害状況・安否情報を確認し、区対策チームに報告します。

2 避難生活について

2-1 避難生活方法の決定

余震発生の確率が低下した段階で、自宅の被害の状況などを確認し、被害が大きく、自宅での生活が困難な場合は、指定された避難所へ避難します。被害が少なく自宅での生活が可能な場合は、在宅避難を選択します。

2-2 避難生活で気を付けること

ライフライン・流通などの状況により、避難生活は精神的・肉体的負担が大きいことを理解して、体調の異常を感じた場合は速やかに区役員や対策チームに相談をします。

第3項 互助の活動

1 区対策チームの活動

区対策チーム対応マニュアルにより、安全を最優先し以下の項目を中心に対応します。

1-1 一次避難場所開設と住民の収容

・一次避難場所の開設

区対策チーム要員は、発災後速やかに区で定めた場所に一次避難場所を開設し、そこを区の対策本部として運用を開始します。

・住民の収容

一次避難場所へ避難してきた住民は協力して、高齢者や子どもなどが安心できるように、避難場所環境整備を図ります。

1-2 安否・被害状況の把握

区対策本部は、各住民から報告された安否・被害の情報を収集・集計し、町対策本部と情報共有を図ります。

1-3 応急対応の実施

火災への初期消火、要救助者への対応、安否未確認者の確認（搜索）、傷病者等への対応など、人命に関する応急対応と、被災住民の生活を守るための仮設トイレの設置や、給水の確保等の必要な応急対応を実施しま

す。

2 在宅避難者への対応

在宅避難者の人数、生活の状況、健康の状態などに注意して、災害関連死にならないように地区対策本部と情報共有を図り、必要となる対応を実施します。

第4項 共助の活動

1 地区対策本部設置・運営

地区対策本部設置・運営マニュアルを基に、以下の重点項目を軸に必要な対応を実施します。

1-1 地区本部の設置

地震発生後直ちに、本部要員は地区本部を和田公民館に開設し、必要な体制の構築を図ります。

1-2 安否・被害状況の把握と各区への支援

各区からの安否・被害状況の報告を集計し、町対策本部と情報共有します。とともに、区での対応が困難場合は、隣接区または本部より支援員を派遣します。

1-3 町対策本部・ボランティアとの連携

定期的に町対策本部との情報共有を図り、実施される公的支援情報などを収集し、各区へ情報提供を実施します。また、支援ボランティアとも連携を組み、被災者支援体制の強化を図ります。

1-4 治安活動の実施

避難のため不在となった家屋への盗難防止や、性的犯罪の防止等を行うため、自警組織を構成し、警察機関と連携して治安の維持活動を実施します。

1-5 在宅避難者への対応

各区での在宅避難者数を絶えず把握し、必要な食料の確保や救援物資の配給など、在宅避難者の精神的・肉体的負担の軽減を図るとともに、医療的ケアが受けられるよう町対策本部とも連携を図ります。

2 避難所開設・運営支援

地震発生後、余震発生の確率が低下した段階で、指定避難所にて避難者の受け入れを開始します。その為、余震の安全を確保しながら、受け入れのための準備を実施し、以下の項目を軸に避難所運営を、町と協力して実施します。

2-1 避難所レイアウト

マニュアルで指定されたレイアウトを基に、避難所の環境を構築します。

2-2 避難所受入開始の告知

避難所開所の予定時間を、各区の対策本部へ通達するとともに、町対

策本部へ連絡します。

2-3 避難所運営の開始

運営に関しては、マニュアルを基に町と連携して実施します。運営には、多くのスタッフが必要となるため避難者自身にも協力を求めます。

2-4 関係団体との連携

町・ボランティアなどだけではなく、医療的支援者や各種専門的団体等との連携・協力を図り、必要な支援策を講じていきます。

3 復旧・復興対応

和田地区復旧・復興委員会を設置して、復旧・復興に必要な事項につき、住民への説明や意見集約などを図り、町対策本部と協議し、復旧・復興を進めていきます。

第4章 火災対策

第1節 平常時の取組

第1項 基本方針

火災対策で最も重要なことは、如何に平常時の対策を十分に広めることと、火を適切に使用する事にあります。和田地区は住宅が密集したエリアもあるため、住民みんなで火災防止の習慣と対策を進めます。

第2項 自助の推進

1 防火意識の向上

地区が発行する啓発チラシや防火講習・防火訓練等に積極的に参加して、防火意識の向上と防火対策の推進を図ります。また、高齢者等の避難方法についても普段から家族間で話し合っ確認します。

2 各家庭(事業所)の防火設備の整備

火災報知機や消火器、ガス漏れ検知器などの防火設備の設置・保守を確実に実施します。

第3項 互助の活動

1 防火に関する啓発

地区と協力して、啓発チラシの配布・説明を実施するほか、防火講習会・消火訓練等を開催して啓発を進めます。

2 訓練・予防活動の実施

各種訓練(初期消火・通報・避難等)を実施して区民の対応力の向上を図るとともに、消火栓の管理(除雪等)など予防活動を実施します。

3 火災発生時の対応計画

区対応マニュアルの整備

区内または近隣区で火災が発生した場合の対応方法について、地区と協働で作成します。マニュアルには、初期消火・避難誘導・通報連絡・消防団との連携・被災者等への支援などについてまとめます。

第4項 共助の活動

1 各区の予防・啓発活動の支援

1-1 各種防火講習・訓練の支援

区で行う講習・訓練は、地区と共同して実施します。また、地区では区防火担当者向けの研修や訓練も開催し、防火の推進を図ります。

1-2 火災予防啓発チラシ・区対応マニュアル作成の支援

消防庁の防火チラシなどを参考に、地区民に理解してほしい内容のチラシを作成します。また、各区と共同で、前項3で挙げた内容のマニュアルの作成を進めます。

2 火災予防・応急対応の準備

2-1 火災予防の準備

空き家等の火災対策、観光客への火災予防対策など、地区で対応すべき予防策を推進します。また、消火用資機材や避難誘導用資機材などの整備を促進していきます。

2-2 応急対応の準備

火災発生時に被害が最小となるよう、地区として実施すべき対応を地区対応マニュアルとしてまとめ、普段から対応訓練等を実施し、対応能力の向上を図ります。

尚、マニュアルに掲載すべき事項は、「第2節 発災時の対応 第4項 共助の活動」で記載します。

第2節 発災時の取組

第1項 基本方針

“火災を発生させない・大きくしない”ことを目標に、各家庭・各区・地区が協働して、燃えにくい、直ぐ消すための的確な行動を理解することを目的として推進します。

第2項 自助の対応

1 初動対応の実施

講習会や訓練の通り、初期消火の実施、消防等への通報、周囲への警告などを実施します。

2 避難の実施

初期消火要員以外の住民は安全な場所へ避難を実施します。高齢者や障がいのある家族がいる場合は、近隣住民に避難の協力をお願いします。

第3項 互助の活動

1 発災時対応の実施

区対応マニュアルに基づき、以下の対応を軸に活動を実施します。

- ・初期消火の実施
- ・避難誘導
- ・安否の確認
- ・関係機関への通報
- ・交通整理
- ・地区担当への通報

2 初期消火困難および失敗時の対応

初期消火が困難および失敗した場合は、消火活動は消防団・消防署に委ね、周辺住民の避難誘導を確実に実施します。

第4項 共助の活動

1 応急対応の実施

火災が発生した場合は、火災の大小にかかわらず地区対応マニュアルを基に、以下の必要な対応を実施します。

- ・火災発生状況の把握(天候含む)
- ・初期消火の状況の把握
- ・周辺家屋の避難状況
- ・消防等の関係機関への通報・連絡
- ・延焼拡大情報の把握
- ・避難者への支援

2 焼失家屋居住者への支援

家屋等を焼失した住民に対して、応急的な生活場所等の情報提供および支援します。